

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大和市は、後期高齢者医療保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大和市長

公表日

令和5年8月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険事務
②事務の概要	後期高齢者医療被保険者の資格状況の把握を行っている。 広域連合より受領した賦課情報を元に期割りをし、被保険者への納付書及び通知書の発行を行う。
③システムの名称	後期高齢者医療システム 宛名管理システム 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.保険料情報ファイル 2.保険料情報期割 3.特別徴収基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第59の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第9条第8号及び番号法別表第二の82項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民経済部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5334
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民経済部保険年金課 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5122

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月24日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第59の項 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律 「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」	番号法第9条第1項 別表第1 第59の項	事後	
平成28年6月24日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成28年6月24日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第7号 別表第2 第80、81、82、83の項	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 加藤 廣巳	課長 常盤 幹雄	事後	
平成28年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課	総務部総務課 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5334	事後	
平成28年6月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	総務部総務課	市民経済部保険年金課 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5122	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 常盤 幹雄	課長 堤 健	事後	
令和1年6月4日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施する (法令上の根拠)番号法第19条第7号 別表第2 第80、81、82、83の項	実施しない	事後	
令和1年6月4日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 堤 健	保険年金課長	事後	
令和1年6月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	H26.10.28時点	H31.4.1時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	H26.10.28時点	H31.4.1時点	事後	
令和1年6月4日	IV リスク対策 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月4日	IV リスク対策 2 特定個人情報保護の入手	—	十分である	事後	
令和1年6月4日	IV リスク対策 3 特定個人情報保護の使用	—	十分である	事後	
令和1年6月4日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	委託しない	事後	
令和1年6月4日	IV リスク対策 5 特定個人情報の提供・移転	—	提供・移転しない	事後	
令和1年6月4日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続	—	接続しない	事後	
令和1年6月4日	IV リスク対策 7 特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	
令和1年6月4日	IV リスク対策 8 監査	—	自己点検	事後	
令和1年6月4日	IV リスク対策 9 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	令和4年6月から変更予定
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第9条第8号及番号法別表第二の82項	事前	令和4年6月から変更予定